

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
学童クラブおやつ代 (地域支えあい 推進室 地域活動推進 担当)	学童クラブお やつ代自己負 担金の未払い (平成19年度 分)	5人 (26件)	32,500円 ※1人あたり の最高額 11,250円 最低額 1,250円	平成29・30年度に時効が完成した債権で、債務者が所在不明のため、又は債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年1月17日に債権放棄した。
高額療養費資金貸付 金返還金 (区民サービス 管理部 保険医療担当)	高額療養費資 金貸付金返還 金の未払い (平成18年度 分)	1人 (1件)	104,500円	平成29年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年2月5日に債権放棄した。
一時保育事業自己負 担金 (子ども教育部 子ども家庭支援 センター)	一時保育事業 自己負担金の 未払い (平成19年度 分)	1人 (1件)	7,300円	平成30年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年1月17日に債権放棄した。
生業資金貸付金返還 金 (健康福祉部 生活援護担当)	生業資金貸付 金返還金の未 払い (平成3年度 分)	1人 (1件)	49,547円	平成26年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年1月31日に債権放棄した。
応急資金貸付金返還 金 (健康福祉部 生活援護担当)	応急資金貸付 金返還金の未 払い (平成13年度 分)	1人 (1件)	64,000円	平成28年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年1月31日に債権放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付金返還金 (健康福祉部 生活援護担当)	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付金返還金の未払い (平成3・5・7年度分)	3人 (3件)	134,000円 ※1人あたりの最高額 80,000円 最低額 19,000円	平成29・30年度に時効が完成した債権で、2人は死亡し、相続人及び債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年1月31日に債権放棄した。
女性福祉資金貸付金返還金 (健康福祉部 生活援護担当)	女性福祉資金貸付金返還金の未払い (平成12年度分)	1人 (1件)	933,449円	平成25年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成31年1月31日に債権放棄した。
合	計	13人 (34件)	1,325,296円	